

# つしま歴史・文化のまちづくり提案事業募集要項

問い合わせ先：つしま夢まちづくりセンター（電話0567-58-4133）

「つしま歴史・文化のまちづくり提案事業」は、津島市まちなか歴史・文化地区（歴史・文化ゾーン）における、まちの活力・にぎわいを創出することを目的とした提案事業を募集します。

応募されたみなさんの提案を、公開の場で発表していただく「公開審査」方式で選考し、補助団体と補助金額を決定します。

## 1. 対象団体

- (1) 団体の行う活動が非営利、公益的、自発的であること。
- (2) 宗教活動または政治活動を目的としていないこと。
- (3) 反社会的な団体でないこと。



## 2. 補助対象となる事業

- (1) 津島市まちなか歴史・文化地区（歴史・文化ゾーン）における、まちの活力・にぎわいを創出することを目的とした事業であること。
- (2) 公益性のある市民活動に係る事業であること。
- (3) 対象期間（交付決定後～平成31年3月10日(日)）内の事業であること。

注1：公益性のある事業とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する事業であって、特定地域への居住が参加条件であるものや会員のみ参加等は共益的な活動となり、公益的にはなりません。

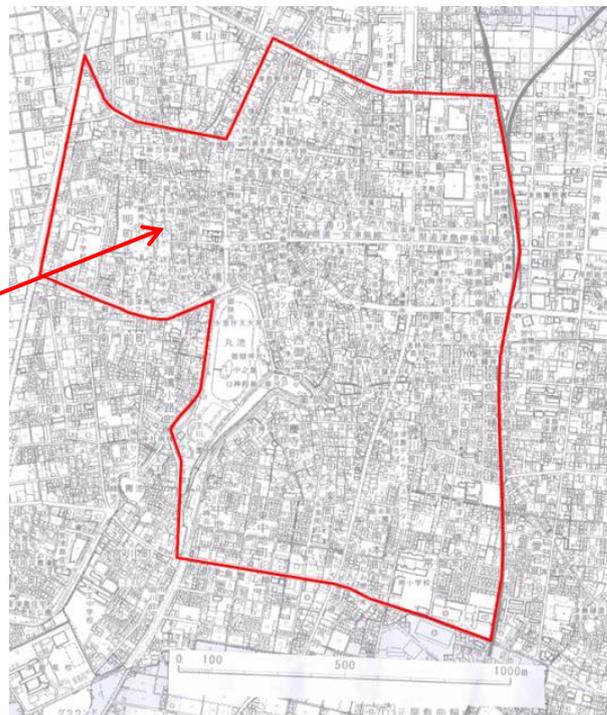
注2：国、県、市、公益法人、民間企業等から補助、助成等の資金援助を受けている事業又は受ける予定の事業、構成員の親睦のみの事業又は特定の人や団体の利益を目的とする事業、当該年度内に完了しない事業は除きます。

## 3. 事業実施対象地区

補助対象事業を実施する地域は、右図に示す歴史・文化ゾーンとします。

歴史・文化ゾーン

歴史・文化が息づく街並みに  
新たな提案を募集します！



## 4. 募集部門

### 歴史・文化ゾーン*de*夢まちづくり部門

歴史・文化ゾーン（津島駅西地域）を活用した事業です。単年度事業で終わらず、継続的に実施できる事業を募集します。または、単年度事業でも効果・影響が将来に及ぶものを募集します。

また、今後の団体活動への発展性や、他のまちづくり活動や他の団体への波及効果がある事業を募集します。

※歴史・文化ゾーン（津島駅西地域）の活性化を目的とした空き家の利活用をする際の改修費の一部を補助する津島市空き家利活用事業費補助金や津島市町並み景観形成事業を併せて活用することも可能です。（別添資料をご参照ください）

- （事例）○一定の区域において、空き家をアトリエとして活用し、事業期間を通してアート作品等の展示や住民を巻き込んだイベントの開催等を展開する。  
○市内で開催される祭りや地域の魅力を取りまとめたガイドブックやパンフレット制作に向けたワークショップを開催し発行する。

## 5. 補助金額及び対象経費

### （1）補助金額

平成30年度の補助金総額は、

「歴史・文化ゾーン*de*夢まちづくり部門」・・・約100万円

審査会により、補助団体及び補助金額を決定します。

### （2）対象経費

事業に必要な経費で、次のような経費とします。

科目	経費の種類
報償費	講演会の講師や調査・研究等を専門家へ依頼した場合の謝礼など
旅費	交通費、宿泊費など
需用費	機材・資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、材料費、消耗品費など
役務費	通訳・翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料など
使用料・賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料、通行料など
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

※事業完了後に補助対象事業にかかる全ての支出を確認できる書類（領収書等）を提出していただきます。

※市民活動団体の運営経費及び人件費、事業の実施に直接かかわらない物品等の購入費は対象となりません。（パソコン等長期間使用できる備品は対象になりません。リース・レンタルは対象です。）

※補助金申請額は、総事業費から収入（参加費などの受益者負担分）や自己資金等を除いた額となります。

（総事業費）－（参加費などの受益者負担）－（団体自己資金など）＝（補助金申請額）

## 6. 提出期間及び提出方法

### (1) 提出期間

平成30年4月3日(火)から平成30年4月30日(月)午後5時必着

### (2) 提出していただく書類

- ・市費補助金等交付申請書
- ・団体概要書
- ・事業計画書
- ・収支予算書

みんなの力で  
まちににぎわいを!



※様式は市ホームページ (<http://www.city.tsushima.lg.jp>) からダウンロードできます。

### (3) 提出方法

提出書類をつしま夢まちづくりセンター（津島市生涯学習センター内）まで直接持参または配達記録が残る郵便物で送付（提出期限必着）してください。FAX・電子メール及び記録媒体での提出は不可です。

〒496-0011 津島市莪原町字椋木5 津島市生涯学習センター内  
つしま夢まちづくりセンター

### (4) 提案事業説明会・相談会

つしま夢まちづくりセンターにおいて、説明・相談を随時受け付けています。

事業のご相談や申請書等の記載方法など、ご不明な点がございましたらご連絡ください。

## 7. 審査方法

### (1) つしま歴史・文化のまちづくり提案事業審査会

平成30年5月12日(土) 津島市観光交流センター

- ①提出書類、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合して審査します。
- ②審査会に出席されない場合は、補助金の選考対象とはせず補助金の交付はされません。
- ③企画している事業内容を5分以内で発表してください。プレゼンテーションは、提出書類のほか独自に作成した資料等を用いても結構です。プロジェクター等機材を使用される場合には、事前に担当までご相談ください。

### (2) つしま歴史・文化のまちづくり提案事業審査会委員

日本福祉大学教授 吉村輝彦 氏

NPO 法人志民連いちのみや理事長 星野 博 氏

NPO 法人ボランティアネイバース調査研究部部長 三島知斗世 氏

津島市副市長 星野広美



### (3) 選考基準

公益性、効果・波及性、先進・独創性、自立・発展性、実現・計画性、熱意・継続性等の視点から選考します。

### (4) 選考結果の発表

選考結果については、審査会当日に発表し、後日、決定通知を送付します。

## 8. 活動報告会及び実績報告

### (1) 活動報告会

補助金交付を受けた団体は、活動報告会で事業の成果を発表していただきます。開催日は後日お知らせします。



### (2) 実績報告

補助事業の完了後30日以内または当該年度末日のいずれか早い期日までに、実績報告書に添付書類を添えて提出していただきます。その内容等を審査し、補助金交付額を確定した後に、確定額を通知します。

決定（確定）通知後、市費補助金等交付請求書を提出していただき補助金を交付します。

## 9. その他

- (1) 補助事業を変更又は中止をする場合は、変更届を提出してください。
- (2) 申請または補助事業の実施にあたり、不正な行為があったときや交付条件に違反したときは、交付決定の取り消し、または交付された補助金の返還を求めます。
- (3) 提出された申請書等は返却いたしません。また、この補助金の公正性及び透明性を高めるとともに、本市における市民活動を促進するために選考結果及び各事業の概要等、申請書を含めいただいた情報は、基本的に公表の対象としますのでご了承ください。

## 10. 補助金の申請から交付までの流れ

